

# 補助対象職員の俸給等に関する補助金の額の算定要領

## 補助対象職員の俸給等に関する補助金の額の算定要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付要項（以下「要項」という。）の規定に基づき、商工会及び商工会議所（以下「商工会等」という。）に交付する補助金のうち補助対象職員の俸給及び期末手当並びに特別調査研究費（以下「俸給等」という。）の額の算定に関し必要な事項を定めるものとする。

(俸給等の算定の原則)

**第2条** 俸給等は、要項及びこの要領により算定するものとする。

2 俸給等の額は、前項の規定により算定した額と商工会等がその職員に支給する額とを比較して、その低い額をもって決定する。

(俸給等の算定)

**第3条** 俸給等は、補助対象職員俸給等基準表（別表第1）により算定するものとする。

(経営指導員の職務の級)

**第4条** 経営指導員は、指導員俸給基準表に定める職務の級の1級から4級までのいずれか一の級に格付するものとする。

2 新たに経営指導員となった者の職務の級は1級とする。

(経営支援員の職務の級)

**第5条** 経営支援員は、補助員俸給等基準表に定める職務の級の1級に格付するものとする。

(初任給の算定等)

**第6条** 新たに補助対象職員となった者の俸給（以下「初任給」という。）は、次に定める基準により算定するものとする。

(1) 経営指導員

イ 経営指導員研修生としての研修課程を修了した者 第4条第2項に規定する級の21号給

ロ イに掲げる者以外の者 第4条第2項に規定する級の21号給

(2) 経営指導員研修生 第4条第2項に規定する級の17号給

(3) 経営支援員 経営支援員俸給基準表に定める1号給

2 前項の場合における補助対象職員の基準学歴は、次に定めるとおりとする。

(1) 経営指導員 大学卒

(2) 経営指導員研修生 大学卒

(3) 経営支援員 高等学校卒

(初任給の調整)

**第7条** 経営指導員又は経営支援員（以下「職員」という。）がその基準学歴に対して修学年数調整表（別表第2）に加減する年数が定められている学歴免許等の資格を有する場合におけるその者の初任給は、前条第1項に規定する号給の号数にその加減する年数（1年に満たない端数は、切り捨てる。）に4号乗じて得た数（経営支援員の1号給から5号給までは1号乗じて得た数）を加減した数を号数とする号給とする。

**第8条** 経験年数（職員が職員として同種の職務に在職した年数（職員が職員として同種の職務に在職した年数以外の年数について、経験年数換算表（別表第4）の定める

ところにより換算された年数を含む。)をいう。)を有する職員については、第6条第1項に規定する号給(前条の規定による号給を含む。)に、その経験年数の月数を12月で除して得た数(1に満たない端数は切り捨てる。)に4号乗じて得た数(経営支援員の1号給から5号給までは1号乗じて得た数)を加えた数を号数とする号給をその者が初任給として受けるべき号給とする。

- 2 経験年数は、職員がその最も新しい学歴を取得し、又は取得したとみなされるときから起算して算定する。ただし、その最も新しい学歴によることがその者に有利でないときは、この限りでない。

(職務の継続)

**第9条** 県の区域内の一の商工会等の職員から引き続いて他の商工会等の職員となった者については、職員として勤務が継続しているものとみなして、その者の俸給等を算定するものとする。

- 2 前項の規定は、他の職員との均衡上知事が特に必要と認める者について準用する。

(昇給)

**第10条** 職員が引き続き12月を下らない期間を勤務したときは、4号給上位の号給に昇給させることができる。この場合、経営支援員の1号から5号給までは、1号給上位の号給に昇給させることができる。

- 2 年度途中で新たに職員となった者については、その年度において勤務した期間が6月以上であれば、その年度に限り、当該6月以上の期間を12月とみなして前項の規定を適用する。
- 3 55歳に達した職員に関する当該年齢に達した日後における最初の4月1日以後の昇給は行わないものとする。

(昇格)

**第11条** 経営指導員の昇格は、指導員昇格基準表(別表第5)に定めるところにより行うものとする。

(昇格の場合の俸給月額の設定)

**第12条** 職員を昇格させた場合におけるその者の俸給月額は、昇格時号給対応表(別表第6)に定める号給とする。

(昇給及び昇格の時期)

**第13条** 昇給及び昇格は、原則として毎年4月1日に行うものとする。

(昇給の延伸等)

**第14条** 職員が、次の各号に掲げる期間を引き続き欠勤(公務又は天災その他不可抗力によるものを除く。)した場合においては、当該各号に定める期間、昇給を延伸するものとする。

- (1) 3月を超え6月以内(次号又は第3号に該当する場合を除く。) 3月
  - (2) 6月を超え9月以内(次号に該当する場合を除く。) 6月
  - (3) 9月を超え12月以内 9月
- 2 職員が昇給の延伸を受けた年度を良好な成績で勤務したときは、第9条第1項の規定にかかわらず、前項の規定により延伸した期間を短縮して時期の昇給を行うものとする。
  - 3 前項の規定による時期の昇給の短縮が行われるまでの間は、第10条の規定にかかわらず、上位の級への昇格は、行わないものとする。

(必要総額が予算額を超えた場合の措置等)

**第15条** 要項及びこの要領により算定した職員の区分ごとの俸給（以下「職員の区分ごとの俸給」という。）の総額（以下「必要総額」という。）が、予算額を超えるときは、職員の区分ごとの俸給に知事が別途定める率を乗じて得た額（100円未満切り捨て）（以下「補助月額」という。）の総額を補助の対象とするものとする。

(特別調査研究費の算定)

**第16条** 要項及び熊本県小規模事業指導費補助金交付要項に基づいて交付する補助金の運用（以下「運用」という。）の第五の（二）の2の(2)のウに規定する特別調査研究費について、俸給に係る補助金について前条の規定を適用する場合には、前条における各級号毎の俸給月額と補助月額との差額に、知事が別途定める率を乗じて得た額（100円未満切り捨て）を補助の対象とするものとし、また、期末手当に係る補助金については、当該算定額を基礎として算定した額を上限として、補助の対象とするものとする。

(期末手当の算定)

**第17条** 期末手当は、俸給及び扶養手当の合計月額並びに調整手当の月額の合計額を基礎として算定するものとする。

2 期末手当の支給の時期及び率は、期末手当算定表（別表第7）に定めるとおりとする。

3 前2項の規定により算定した職員の区分ごとの期末手当の総額が、予算額を超えるときは、第15条の規定により算定した俸給に対する補助金額並びに交付基準額により算定した扶養手当及び調整手当の補助金額を基礎として算定した額を補助の対象とするものとする。

(雑 則)

**第18条** この要項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、熊本県職員の例に基づき処理するものとする。

## 別表第1

## 経営指導員俸給等基準表

1 級		2 級		3 級		4 級	
号級	俸給月額	号級	俸給月額	号級	俸給月額	号級	俸給月額
		1	198,500	1	234,400	1	266,000
		2	200,300	2	236,000	2	267,700
		3	202,100	3	237,500	3	269,200
		4	203,900	4	239,000	4	271,000
		5	205,400	5	240,300	5	272,700
		6	207,200	6	241,900	6	274,500
		7	209,000	7	243,400	7	276,300
		8	210,800	8	244,900	8	278,300
		9	212,400	9	246,000	9	280,200
		10	214,200	10	247,500	10	282,200
		11	216,000	11	249,000	11	284,100
		12	217,800	12	250,300	12	286,000
		13	219,200	13	251,800	13	287,900
		14	221,000	14	253,000	14	289,700
		15	222,700	15	254,300	15	291,200
		16	224,500	16	255,500	16	292,600
17	169,800	17	226,100	17	256,800	17	294,400
18	171,200	18	227,800	18	258,200	18	296,400
19	172,600	19	229,400	19	259,600	19	298,500
20	174,000	20	230,900	20	261,100	20	300,500
21	175,300	21	232,200	21	262,700	21	302,400
22	177,800	22	233,800	22	264,400	22	304,500
23	180,300	23	235,400	23	266,000	23	306,500
24	182,800	24	236,900	24	267,600	24	308,600
25	185,200	25	237,900	25	269,400	25	310,300
26	186,900	26	239,400	26	271,200	26	312,400
27	188,500	27	240,700	27	272,900	27	314,400
28	190,200	28	241,900	28	274,600	28	316,400
29	191,700	29	243,100	29	276,200	29	318,100
30	193,400	30	244,100	30	277,900	30	320,100
31	195,200	31	245,100	31	279,700	31	322,200
32	196,900	32	246,100	32	281,200	32	324,300
33	198,500	33	247,200	33	282,400	33	325,500
34	199,900	34	248,100	34	284,100	34	327,500
35	201,400	35	249,000	35	285,700	35	329,400
36	202,900	36	250,000	36	287,400	36	331,500
37	204,200	37	250,900	37	289,000	37	333,400
38	205,500	38	252,200	38	290,700	38	335,300
39	206,700	39	253,400	39	292,500	39	337,300
40	208,000	40	254,700	40	294,300	40	339,200
41	209,300	41	256,000	41	295,800	41	341,100
42	210,600	42	257,400	42	297,500	42	343,000
43	211,900	43	258,600	43	299,000	43	344,800
44	213,200	44	259,800	44	300,600	44	346,700
45	214,300	45	260,900	45	302,200	45	348,200
46	215,600	46	262,100	46	303,900	46	349,600
47	216,900	47	263,400	47	305,500	47	351,100
48	218,200	48	264,500	48	307,200	48	352,600
49	219,200	49	265,600	49	308,100	49	354,200
50	220,300	50	266,600	50	309,600	50	355,000
51	221,300	51	267,800	51	311,100	51	356,200
52	222,300	52	268,900	52	312,700	52	357,200
53	223,300	53	269,900	53	314,300	53	358,100
54	224,200	54	270,900	54	315,900	54	359,200
55	225,100	55	272,000	55	317,500	55	360,100
56	226,000	56	273,100	56	319,000	56	361,200
57	226,300	57	274,000	57	320,500	57	362,100
58	227,100	58	275,000	58	321,700	58	362,800
59	227,800	59	275,900	59	322,900	59	363,500
60	228,500	60	277,000	60	324,100	60	364,200
61	229,200	61	278,100	61	324,800	61	364,600
62	230,000	62	279,100	62	325,700	62	365,200
63	230,700	63	280,000	63	326,500	63	365,900
64	231,300	64	281,000	64	327,300	64	366,600
65	231,900	65	281,500	65	328,200	65	366,900
66	232,500	66	282,400	66	328,600	66	367,600
67	233,100	67	283,100	67	329,300	67	368,300

1 級		2 級		3 級		4 級	
号級	俸給月額	号級	俸給月額	号級	俸給月額	号級	俸給月額
68	233,800	68	284,000	68	330,100	68	369,000
69	234,500	69	285,000	69	330,900	69	369,300
70	235,100	70	285,800	70	331,600	70	369,900
71	235,600	71	286,600	71	332,300	71	370,600
72	236,300	72	287,400	72	333,000	72	371,200
73	237,000	73	288,200	73	333,500	73	371,500
74	237,600	74	288,700	74	334,100	74	372,100
75	238,200	75	289,100	75	334,600	75	372,800
76	238,700	76	289,600	76	335,200	76	373,400
77	239,300	77	289,800	77	335,500	77	373,800
78	240,000	78	290,100	78	336,000	78	374,300
79	240,700	79	290,300	79	336,400	79	374,900
80	241,200	80	290,700	80	336,900	80	375,400
81	241,700	81	290,900	81	337,300	81	375,900
82	242,300	82	291,100	82	337,800	82	376,500
83	242,900	83	291,500	83	338,300	83	377,000
84	243,400	84	291,800	84	338,800	84	377,300
85	243,900	85	292,100	85	339,100	85	377,700
86	244,500	86	292,400	86	339,500	86	378,200
87	245,100	87	292,700	87	340,000	87	378,600
88	245,600	88	293,100	88	340,400	88	379,000
89	246,100	89	293,400	89	340,700	89	379,400
90	246,600	90	293,800	90	341,100	90	379,900
91	246,900	91	294,100	91	341,600	91	380,300
92	247,300	92	294,500	92	342,000	92	380,700
93	247,600	93	294,700	93	342,200	93	381,000
94	247,900	94	294,900	94	342,600		
95	248,200	95	295,200	95	343,100		
96	248,500	96	295,600	96	343,500		
97	248,800	97	295,800	97	343,700		
98	249,100	98	296,100	98	344,100		
99	249,400	99	296,500	99	344,500		
100	249,700	100	296,900	100	344,800		
101	250,000	101	297,100	101	345,100		
102	250,300	102	297,400	102	345,500		
103	250,600	103	297,800	103	345,900		
104	250,900	104	298,100	104	346,300		
105	251,200	105	298,300	105	346,800		
106	251,500						
107	251,800						
108	252,100						
109	252,400						
110	252,700						
111	253,000						
112	253,300						
113	253,600						
114	253,900						
115	254,200						
116	254,500						
117	254,800						
118	255,100						
119	255,400						
120	255,700						
121	256,000						
122	256,300						
123	256,600						
124	256,900						
125	257,200						
126	257,500						
127	257,800						
128	258,100						
129	258,400						
130	258,700						
131	259,000						
132	259,300						
133	259,600						
134	259,900						
135	260,200						
136	260,500						

1 級		2 級		3 級		4 級	
号級	俸給月額	号級	俸給月額	号級	俸給月額	号級	俸給月額
137	260,800						
138	261,100						
139	261,400						
140	261,700						
141	262,000						
142	262,300						
143	262,600						
144	262,900						
145	263,200						
146	263,500						
147	263,800						
148	264,100						
149	264,400						
150	264,700						
151	265,000						
152	265,300						
153	265,600						
154	265,900						
155	266,200						
156	266,500						
157	266,800						
158	267,100						
159	267,400						
160	267,700						

## 別表第 1

## 経営支援員俸給等基準表

1 級	
号級	俸給月額
1	150,100
2	151,200
3	152,400
4	153,500
5	154,600
6	155,700
7	156,800
8	157,900
9	158,900
10	160,300
11	161,600
12	162,900
13	164,100
14	165,600
15	167,100
16	168,700
17	169,800
18	171,200
19	172,600
20	174,000
21	175,300
22	177,800
23	180,300
24	182,800
25	185,200
26	186,900
27	188,500
28	190,200
29	191,700
30	193,400
31	195,200
32	196,900
33	198,500
34	199,900
35	201,400
36	202,900
37	204,200
38	205,500
39	206,700
40	208,000
41	209,300
42	210,600
43	211,900
44	213,200
45	214,300
46	215,600
47	216,900
48	218,200
49	219,200
50	220,300
51	221,300
52	222,300
53	223,300
54	224,200
55	225,100
56	226,000
57	226,300
58	227,100
59	227,800
60	228,500
61	229,200
62	230,000
63	230,700
64	231,300
65	231,900
66	232,500
67	233,100
68	233,800
69	234,500
70	235,100
71	235,600
72	236,300
73	237,000
74	237,600
75	238,200
76	238,700
77	239,300
78	240,000
79	240,700
80	241,200

1 級	
号級	俸給月額
81	241,700
82	242,300
83	242,900
84	243,400
85	243,900
86	244,500
87	245,100
88	245,600
89	246,100
90	246,600
91	246,900
92	247,300
93	247,600
94	247,900
95	248,200
96	248,500
97	248,800
98	249,100
99	249,400
100	249,700
101	250,000
102	250,300
103	250,600
104	250,900
105	251,200
106	251,500
107	251,800
108	252,100
109	252,400
110	252,700
111	253,000
112	253,300
113	253,600
114	253,900
115	254,200
116	254,500
117	254,800
118	255,100
119	255,400
120	255,700
121	256,000
122	256,300
123	256,600
124	256,900
125	257,200
126	257,500
127	257,800
128	258,100
129	258,400
130	258,700
131	259,000
132	259,300
133	259,600
134	259,900
135	260,200
136	260,500
137	260,800
138	261,100
139	261,400
140	261,700
141	262,000
142	262,300
143	262,600
144	262,900
145	263,200
146	263,500
147	263,800
148	264,100
149	264,400
150	264,700
151	265,000
152	265,300
153	265,600
154	265,900
155	266,200
156	266,500
157	266,800
158	267,100
159	267,400
160	267,700



別表第2（修学年数調整表）

学歴免許等の区分				調 整 年 数			
基準学歴区分	基準修学年数	学歴区分	修学年数	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
大学卒	16年	博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
		修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
		専門職学位課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
		大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
		大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
		大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大卒	14年	短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
		短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
		短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校卒	12年	高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
		高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
		高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

## 備考

- 1 本表の学歴免許等の区分欄に掲げる区分及び調整年数欄の学歴の区分は、学歴免許等資格区分表（別表第3）の区分による。
- 2 調整年数欄に掲げる年数は、同欄に掲げるそれぞれの基準学歴の区分に対応する学歴区分欄に掲げる学歴の調整年数を示し、「+」は加える年数を、「-」は減ずる年数を示す。
- 3 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数欄の年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数欄の年数とする。
- 4 医大卒業後又は医専卒業後実地修練を経て医師国家試験に合格した職員については、本表の当該学歴区分欄の学歴の修学年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって本表のその資格についての修学年数及び調整年数とする。
- 5 次に掲げる学歴を有する職員については、その学歴の属する学歴区分の修学年数及び調整年数に1年を加えた年数をもって本表の次に掲げる学歴についての修学年数及び調整年数とすることができる。
  - (1) 学校教育法による大学2年制の専攻科の卒業者
  - (2) 学校教育法による3年制の短期大学（昼間課程2年制に相当する単位を3年間に取得する夜間課程を除く。）の専攻科の卒業者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（旧独立行政法人大学評価・学位授与機構、旧大学評価・学位授与機構及び旧学位授与機構を含む。以下この項において同じ。）から学士の学位を授与された者を除く。）
  - (3) 学校教育法による2年制の短期大学の2年制の専攻科の卒業者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。）
  - (4) 学校教育法による高等専門学校の2年制の専攻科の卒業者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。）

別表第3（学歴免許等資格区分表）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
大学卒	博士課程修了	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 イ 上記に相当すると人事管理委員会が認める学歴免許等の資格
	修士課程修了	ア 学校教育法による大学院修士課程の修了 イ 上記に相当すると人事管理委員会が認める学歴免許等の資格
	専門職学位課程修了	ア 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 イ 上記に相当すると人事管理委員会が認める学歴免許等の資格
	大学6卒	ア 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 イ 上記に相当すると人事管理委員会が認める学歴免許等の資格
	大学専攻科卒	ア 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 イ 上記に相当すると人事管理委員会が認める学歴免許等の資格
	大学4卒	ア 学校教育法による4年制の大学の卒業 イ 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）の卒業 ウ 海上保安大学校本科の卒業 エ 上記に相当すると人事管理委員会が認める学歴免許等の資格

短大卒	短大3卒	ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 イ 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 ウ 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 エ 上記に相当すると人事管理委員会が認める学歴免許等の資格
	短大2卒	ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 イ 学校教育法による高等専門学校の卒業 ウ 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校を含む。以下同じ。）の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 エ 航空保安大学校本科の卒業 オ 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 カ 上記に相当すると人事管理委員会が認める学歴免許等の資格
	短大1卒	ア 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 イ 上記に相当すると人事管理委員会が認める学歴免許等の資格
高校卒	高校専攻科卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 イ 上記に相当すると人事管理委員会が認める学歴免許等の資格
	高校3卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 イ 上記に相当すると人事管理委員会が認める学歴免許等の資格
	高校2卒	ア 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 イ 上記に相当すると人事管理委員会が認める学歴免許等の資格
中学卒	中学卒	ア 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 イ 上記に相当すると人事管理委員会が認める学歴免許等の資格

別表第4（経験年数換算表）

経 歴 の 種 類	職務との関係	換算率	備 考
国家公務員、地方公務員、旧公共企業体職員、政府関係機関職員又は外国政府職員としての在職期間	職務の種類が類似しているもの	10割以下	
	その他のもの	8割以下	他の職員との均衡を著しく失う場合はこの限りでない。
民間における企業団体等の職員としての在職期間	直接関係があると認められるもの	10割以下	
	その他のもの	8割以下	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		10割以下	在学期間は正規の修学年数の範囲内とする。
その他の期間	教育、医療、研究等の職務で直接関係があると認められるもの	10割以下	
	技能、労務等の職務で関係があると認められるもの	5割以下	他の職員との均衡を著しく失う場合は「8割以下」とすることができる。
	その他のもの	2割5分以下	他の職員との均衡を著しく失う場合は「5割以下」とすることができる。

備考

1 経歴の種類欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務で関係があると認められるもの」の区分の適用を受けるもののうち、技能、労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接関係があると認められる期間の換算率については8割以下（部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は10割以下）とすることができる。

2 経歴の種類欄の「その他の期間」の区分中「その他のもの」の区分の適用を受けるもののうち、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発校その他これに準ずる訓練機関における在学期間（正規の修業年限内の期間に限る。）で、職員としての職務に関係があると認められる期間の換算率については8割以下（他の職員との均衡を著しく失う場合は10割以下）、その他の期間の換算率については5割以下（他の職員との均衡を著しく失う場合は8割以下）とすることができる。

別表第5（指導員昇格基準表）

昇格後の級	昇 格 さ せ る 基 準
2 級	1級に5年を超えて在級し、かつ、同級45号級を経過したこと
3 級	2級に3年を超えて在級し、かつ、同級29号級を経過したこと
4 級	3級に12年を超えて在級し、かつ、同級57号級を経過したこと

別表第 6  
経営指導員昇格号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	2
19	1	3	3
20	1	4	4
21	1	5	5
22	1	6	6
23	1	7	7
24	1	8	8
25	1	9	9
26	1	10	10
27	1	11	11
28	1	12	12
29	1	13	13
30	1	14	14
31	1	15	15
32	1	16	16
33	1	17	17
34	2	18	18
35	3	19	19
36	4	20	20
37	5	21	21
38	6	22	22
39	7	23	23
40	8	24	24
41	9	25	25
42	10	26	26
43	11	27	27
44	12	28	28
45	13	29	29
46	14	30	30
47	15	31	31
48	16	32	32
49	17	33	33
50	18	34	34
51	19	35	35
52	20	36	36
53	21	37	37
54	22	38	38
55	23	39	39
56	24	40	40
57	25	41	41
58	25	41	42
59	26	42	43
60	26	42	44
61	27	43	45
62	27	43	45

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
63	28	44	45
64	28	44	46
65	29	45	46
66	29	45	46
67	30	46	47
68	30	46	47
69	31	47	47
70	31	47	48
71	32	48	48
72	32	48	48
73	33	49	49
74	33	49	49
75	34	49	49
76	34	49	50
77	35	50	50
78	35	50	50
79	36	50	51
80	36	50	51
81	37	51	51
82	37	51	52
83	38	51	52
84	38	51	52
85	39	52	53
86	39	52	53
87	40	52	53
88	40	52	53
89	41	53	54
90	41	53	54
91	42	53	54
92	42	53	54
93	43	53	55
94	43	54	55
95	43	54	55
96	43	54	55
97	44	54	55
98	44	54	56
99	44	55	56
100	44	55	56
101	45	55	56
102	45	55	56
103	45	55	57
104	45	56	57
105	46	56	57
106	46	56	57
107	46	56	57
108	46	56	58
109	47	56	58
110	47	57	58
111	47	57	58
112	47	57	58
113	48	57	59
114	48	57	
115	48	57	
116	48	58	
117	49	58	
118	49	58	
119	49	58	
120	49	58	
121	50	58	
122	50	59	
123	50	59	
124	50	59	
125	51	59	

別表第7（期末手当算定表）

	6 月	1 2月	合 計
	2. 150 月	2. 250 月	4. 40 月
前年度の12月2日以前から引き続き補助対象となっている者	2. 1500 月	2. 2500 月	4. 4000 月
前年度の12月3日から12月16日までの間に補助対象となった者	1. 8625 月	2. 2500 月	4. 1125 月
前年度の12月17日から1月2日までの間に補助対象となった者	1. 8150 月	2. 2500 月	4. 0650 月
前年度の1月3日から1月16日までの間に補助対象となった者	1. 4800 月	2. 2500 月	3. 7300 月
前年度の1月17日から2月2日までの間に補助対象となった者	1. 3850 月	2. 2500 月	3. 6350 月
前年度の2月3日から2月16日までの間に補助対象となった者	1. 2900 月	2. 2500 月	3. 5400 月
前年度の2月17日から3月2日までの間に補助対象となった者	1. 1950 月	2. 2500 月	3. 4450 月
前年度の3月3日から3月16日までの間に補助対象となった者	0. 7400 月	2. 2500 月	2. 9900 月
前年度の3月17日から4月2日までの間に補助対象となった者	0. 6450 月	2. 2500 月	2. 8950 月
4月3日から4月16日までの間に補助対象となった者	0. 5500 月	2. 2500 月	2. 8000 月
4月17日から5月2日までの間に補助対象となった者	0. 5025 月	2. 2500 月	2. 7525 月
5月3日から5月16日までの間に補助対象となった者	0. 4550 月	2. 2500 月	2. 7050 月
5月17日から6月1日までの間に補助対象となった者	0. 4075 月	2. 2500 月	2. 6575 月
6月2日に補助対象となった者	0 月	2. 2500 月	2. 2500 月
6月3日から6月16日までの間に補助対象となった者	0 月	1. 9575 月	1. 9575 月
6月17日から7月2日までの間に補助対象となった者	0 月	1. 9050 月	1. 9050 月
7月3日から7月16日までの間に補助対象となった者	0 月	1. 5600 月	1. 5600 月
7月17日から8月2日までの間に補助対象となった者	0 月	1. 4550 月	1. 4550 月
8月3日から8月16日までの間に補助対象となった者	0 月	1. 3500 月	1. 3500 月
8月17日から9月2日までの間に補助対象となった者	0 月	1. 2450 月	1. 2450 月
9月3日から9月16日までの間に補助対象となった者	0 月	0. 7800 月	0. 7800 月
9月17日から10月2日までの間に補助対象となった者	0 月	0. 6750 月	0. 6750 月
10月3日から10月16日までの間に補助対象となった者	0 月	0. 5700 月	0. 5700 月
10月17日から11月2日までの間に補助対象となった者	0 月	0. 5175 月	0. 5175 月
11月3日から11月16日までの間に補助対象となった者	0 月	0. 4650 月	0. 4650 月
11月17日から12月1日までの間に補助対象となった者	0 月	0. 4125 月	0. 4125 月
12月2日以降に補助対象となった者	0 月	0 月	0 月